

北上市指令 3 環第53号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

大船渡市立根町字細野23番地 3  
株式会社アトラス  
代表取締役 佐々木 高 徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

令和 3 年10月 3 日

北上市長 高 橋 敏 彦



許 可 番 号	第 535 号
一般廃棄物処理業 許 可 の 種 類	一般廃棄物の収集運搬業 但し、動植物性残渣の荷卸しに限る
許 可 の 期 間	令和 3 年10月 3 日 から 令和 5 年10月 2 日 まで
許 可 の 条 件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令を遵守し、 市の計画及び指導に従うこと。 (2) 北上市が生活環境の保全上、必要と認めて出した指示に 従うこと。
許 可 の 状 況	収集運搬車両 コンテナ脱着車 5,300 kg (岩手 100 は 6780) コンテナ脱着車 5,500 kg (岩手 100 は 6779) コンテナ脱着車 5,600 kg (岩手 100 は 6783) コンテナ脱着車 6,100 kg (岩手 100 は 6823) コンテナ脱着車 6,300 kg (岩手 100 は 7200)